

障害者・65歳以上の従業者及び
雇用改善助成対象者給与支払明細書

		算定			年 月 日 から		氏名又は		
		期間			年 月 日 まで		名 称		
事業所等の名称					事業所等の名称				
事業所等の所在地					事業所等の所在地				
該当者氏名	該当区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額	該当者氏名	該当区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障 65 雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
計（障害者・65歳以上の従業員）			(1) 人	(2) 円	計（障害者・65歳以上の従業員）			(5) 人	(6) 円
計（雇用改善助成対象者）			(3) 人	(4) 円	計（雇用改善助成対象者）			(7) 人	(8) 円

障害者・65歳以上の従業者及び雇用改善助成対象者給与支払明細書記載心得

- 1 この明細書は、地方税法第701条の31第1項第5号の規定の適用がある場合に、第44号様式(事業所税申告書)に添付すること。
- 2 「算定期間」の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)を記載すること。
- 3 「該当区分」の欄は、障害者の場合は「障」を、65歳以上の従業者の場合は「65」を、雇用改善助成対象者の場合は「雇」を○で囲むこと。
- 4 「左記に該当になった日」の欄は、それぞれの区分に該当することになった年月日を記載すること。
- 5 「非課税又は特例対象期間」の欄は、算定期間内で非課税対象又は課税標準の特例対象として取り扱われる期間を記載すること。
- 6 「左の期間の給与等の額」の欄は、非課税対象期間又は課税標準の特例対象期間に支払われる給与額等の額を記載すること。
- 7 ①及び⑤の欄は、記載した障害者・65歳以上の従業者のうち、算定期間の末日に非課税対象として取り扱われる従業者の人数を記載すること。
したがって、第44号様式別表第2(非課税明細書)中の当該事業所等に係る「障害者・65歳以上の従業者」の欄の非課税従業者数と対応する数値を記載すること。
- 8 ②及び⑥の欄は、第44号様式別表第2(非課税明細書)中の当該事業所等に係る「障害者・65歳以上の従業者」欄の非課税従業者給与総額と対応する数値を記載すること。
- 9 ③及び⑦の欄は、記載した雇用改善助成対象者のうち、算定期間の末日に課税標準の特例対象として取り扱われる従業者の人数を記載すること。
- 10 ④及び⑧の欄は、第44号様式別表第3(課税標準の特例明細書)中の当該事業所等に係る「雇用改善助成対象者」欄の課税標準の特例適用対象従業者給与総額と対応する数値を記載すること。

障害者・65歳以上の従業者及び
雇用改善助成対象者給与支払明細書

算定期間 平成 31 年 4 月 1 日 から
令和 2 年 3 月 31 日 まで

氏名又は
名称

千葉ちはな株式会社

事業所等の名称		本店			事業所等の名称		中央支店		
事業所等の所在地		千葉市中央区千葉港1番1号			事業所等の所在地		千葉市中央区中央3丁目10番8号		
該当者氏名	当該区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額	該当者氏名	当該区分	左記に該当になった日	非課税又は特例対象期間	左の期間の給与等の額
千葉 一	障(65)雇	平成28・1・1	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	1 000 000 円	千葉 七	障(65)雇	平成27・1・1	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	5 000 000 円
千葉 二	障(65)雇	平成28・1・2	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	2 000 000 円	千葉 八	障(65)雇	平成27・1・2	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	5 000 000 円
千葉 三	障(65)雇	平成28・1・3	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	3 000 000 円	千葉 九	障(65)雇	平成27・1・3	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	5 000 000 円
千葉 四	障(65)雇	平成28・1・4	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	4 000 000 円	千葉 十	障(65)雇	平成27・1・4	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	5 000 000 円
千葉 五	障(65)雇	平成28・1・5	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	6 233 100 円	千葉 十一	障(65)雇	平成27・1・5	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	5 000 000 円
千葉 六	障(65)雇	平成30・10・31	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	1 200 000 円	千葉 十二	障(65)雇	平成27・1・6	平成31・4・1から 令和2・3・31まで	5 075 500 円
	障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
	障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円		障(65)雇	・ ・	・ ・ から ・ ・ まで	円
計(障害者・65歳以上の従業者)			① 人	② 円	計(障害者・65歳以上の従業者)			⑤ 人	⑥ 円
			6	17 433 100				6	30 075 500
計(雇用改善助成対象者)			③ 人	④ 円	計(雇用改善助成対象者)			⑦ 人	⑧ 円